

広島県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第八号

広島県家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

広島県家畜改良増殖法施行細則（昭和二十五年広島県規則第百六十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(合格証)</p> <p>第十四条 試験に合格した者の受験番号は、広島県報に登載して公告し、その者に対して別記様式第五号による合格証を交付する。</p> <p>2 合格証を亡失又は毀損したときは、知事に申請してその再交付を受けることができる。</p> <p>3 前項の規定により合格証の再交付を申請しようとする者は、別記様式第六号による申請書に、亡失の場合にあつてはその事由を証する書類を、毀損の場合にあつてはその証書を添え、知事に提出しなければならない。</p>	<p>(合格証)</p> <p>第十四条 試験に合格した者の氏名は、広島県報に登載して公告し、その者に対して別記様式第五号による合格証を交付する。</p> <p>2 合格証を亡失又はきそんしたときは、知事に申請してその再交付を受けることができる。</p> <p>3 前項の規定により合格証の再交付を申請しようとする者は、別記様式第六号による申請書に、亡失の場合にあつてはその事由を証する書類を、きそんの場合にあつてはその証書を添え、知事に提出しなければならない。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

様式第5号 (第14条関係)

(講習会の開催者の名称)	家畜人工授精師修業試験合格証	(略)
(講習会の開催者の住所)		
(講習会の開催場所)		
(講習会の開催期日)		
(家畜名)		
(講習会の種別)		
(略)		
	本籍地(都道府県名のみ)	
	住所(都道府県名のみ)	
	氏	
	生年月日	名

改正前

様式第5号 (第14条関係)

(家畜名)	家畜人工授精師修業試験合格証	(略)		
(講習会の種別)				
(略)				
			本籍地(府県名のみ)	
			住所(府県名のみ)	
	氏			
	生年月日	名		

附 則
この規則は、公布の日から施行する。